

平成 31 年 2 月 27 日

資源エネルギー庁

## 大阪ガス株式会社のガス料金値下げ届出を受理しました

本日、経済産業省は、大阪ガス株式会社(法人番号 3120001077601)から旧ガス事業法第 17 条第 4 項の規定に基づく指定旧供給区域等小売供給約款の変更の届出を受理しました。

### 1. 改定内容

今回の届出により、指定旧供給区域等小売供給約款料金が平均 0.50%引下げられます。

大阪ガスはガスの小売全面自由化後も小売料金規制の経過措置対象となっているため、規制料金である指定旧供給区域等小売供給約款料金を変更する場合は届出を行う必要があります。

#### (参考) 標準家庭におけるガス料金

1ヶ月の使用量	新料金	現行料金	改定額	改定率
31 m <sup>3</sup>	5,738 円	5,769 円	31 円	0.54%

標準家庭におけるガス料金は、家庭用 1 件当たり平均使用量/月(2011 年度～2015 年度の 5 ヶ年平均)及び平成 31 年 2 月検針分に適用される平均原料価格(2018 年 9 月～11 月)に基づき算定。

### 2. 実施日

平成 31 年 3 月 29 日(金曜日)

### 3. 参考資料

・指定旧供給区域等小売供給約款変更届出書(大阪ガス届出)

(参考)大阪ガス株式会社の概要(平成 30 年 3 月末現在)

- (1)設立年月日 明治 30 年(1897 年)4 月 10 日
- (2)代 表 者 代表取締役社長 本荘武宏
- (3)本社所在地 大阪府大阪市中央区平野町四丁目 1 番 2 号
- (4)資 本 金 1,322 億円
- (5)従 業 員 数 5,617 人

- (6)供給区域 大阪府及び京都府、兵庫、奈良、滋賀、和歌山各県の主要都市  
(7)需要家数 5,970 千戸  
(8)ガス販売量 8,546 百万m<sup>3</sup> / 45MJ  
(9)ガス事業売上高 6,624 億 75 百万円

(本発表資料のお問合せ先)

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部ガス市場整備室長 下堀

担当者：川越、中本

電話：03-3501-1511(内線 4751～6)

03-3501-2963(直通)